

宮崎県議会議員の請負の状況の公表に関する規程実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宮崎県議会議員の請負の状況の公表に関する規程（以下「規程」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 規程第2条第1項の規定による報告（以下第4条及び第5条において「報告」という。）は、請負状況等報告書（様式第1号。以下第4条において「報告書」という。）により行わなければならない。

2 規程第2条第2項の規定による訂正（以下第3条において「訂正」という。）は、訂正届（様式第2号。以下第4条において「訂正届」という。）により行わなければならない。

(報告の一覧の訂正)

第3条 議長は、規程第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

(報告等の閲覧)

第4条 規程第4条第2項の規定による閲覧（以下この条及び第5条において「閲覧」という。）は、報告をすべき期限の翌日から起算して60日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中にすることができる。

2 議長は、前項に規定する場所及び時間を公表しなければならない。

3 報告書及び訂正届は、第1項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

4 報告書及び訂正届は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 議長は、第1項及び前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(期限等の特例)

第5条 報告をすべき期限が、宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条第1項に規定する県の休日（次項において「県の休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が、県の休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開

始日とみなす。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年9月29日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

様式第2号（第2条第2項関係）

年 月 日

宮崎県議会議長 殿

宮崎県議会議員 _____

訂正届

宮崎県議会議員の請負の状況の公表に関する規程第2条第2項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由